

## 前回計画(案)からの修正点等について

| 該当箇所(前回計画(案)の記述)   | 意見等  | 修正点等   |
|--|--|--|
| P1、4<br>…本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならないとのメッセージ…                                       | (委員意見)<br>「起こさせてはならない」ということは働きかけるということだが、ここは不法投棄を自ら「起こしてはならない」というメッセージだと思う。  | 原案どおり<br>(さまざまな主体における自ら起こさないという取組みを踏まえ、計画策定主体として未然防止につなげていくということから「起こさせてはならない」としている。)  |
| P1<br>施策の具体化にあたっての詳細は、本計画を基に、別途、検討されるものである。  | (委員意見)<br>検討段階においても協議会を活用していただきたい(部会の設置など)。  | 計画に基づく施策の具体化の検討の進め方については、別途整理<br>(資料8-6「環境再生事業の検討の進め方について(概要)」)  |
| P2<br>(1)環境再生の方向性等の整理  | (委員意見)<br>段階を踏んできたということから言うと、検討経緯という表現がいいのではないか。それに整理結果ということを加えるかどうか。  | 「(1)検討経緯と環境再生の方向性」に修正  |
| P2、P3  | 計画本文と参考資料の関係を整理  | 計画本文に関係する参考資料の番号(①～⑪)を明記   |
| P4<br>【施策の体系概念図】<br>施策の展開＝不法投棄を二度と起こさせてはならないというメッセージ                               | (委員意見)<br>イコールということはメッセージを発信するだけになる。自然再生と地域振興と情報発信の3つが柱で、メッセージ発信するだけではない。  | 「施策の展開→不法投棄を二度と起こさせてはならないというメッセージ」に修正  |
| P6<br>再生エネルギー施設  | 用語の精査  | 「再生可能エネルギー施設」に修正   |
| P7<br>【施策の構想】<br>○資料の展示・公開<br>【県としての取組み】<br>○浸出水処理施設を活用した資料展示・公開(原則として、施設稼働期間内とする) | (委員意見)<br>【施策の構想】<br>浸出水処理施設を活用した資料展示・公開<br>【県としての取組み】<br>施設稼働期間内の浸出水処理施設を活用した資料展示・公開、および稼働期間以後の施設活用の環境整備<br><br>(委員意見)<br>原則として施設稼働期間内とするのではなく、半永久の展示施設としていただきたい。一方、運営や維持管理については、未来永劫、青森県が主体となることは困難だと考えられる。地元自治体、あるいは団体等、場合によっては二戸地域も含めてが地域振興の核の一つとして展示館を捉え、よりよい活用方法を検討しつつ、青森県から移譲を受けるべきものとする。 | * 田子町の意向<br>「資料展示・公開は浸出水処理施設の活用ではなく、現場に整備することが最良の策であり、これを計画していただきたい。(資料8-3「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画(案)等に対する要望、回答及びお尋ねする事項について)」<br><br>以下のとおり修正・追加<br>【施策の構想】<br>○資料の展示・公開(浸出水処理施設の活用等)<br>【県としての取組み】<br>○施設稼働期間内の浸出水処理施設を活用した資料展示・公開<br>○県以外の実施主体における資料展示・公開の可能性の検討 |

| 該当箇所(前回計画(案)の記述)  | 意見等  | 修正点等   |
|---|--|--|
| P7<br>【施策の構想】<br>【県としての取組み】   | (1)自然再生と(3)情報発信の施策の記述についての整合性                            | 「〇再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開(再掲)」を追加  |
| P9<br>5. 実施スケジュール   | (委員意見)<br>標題を県としての取組みの実施スケジュールであることを明確にしてはどうか。           | 「5. 実施スケジュール(県としての取組み)」に修正   |
| P9<br>スケジュール表の準備期間  | (委員意見)<br>準備期間を点線としているが、視覚的にほとんど何もやらないように見えるので実線にしてはどうか。 | 準備期間を「実線(細線)」に修正   |
| P9<br>(環境再生事業の着手時期と水処理施設の稼働期間との関係について)<br>なお、現場は平成24年度の原状回復事業終了後も水質が安定したことを確認するため、一定期間、水処理施設の稼働を要することが見込まれている。環境再生事業の着手時期等は水処理施設の稼働状況と連動することになるが、現時点で当該施設の稼働期間は未定であるため、概ねのスケジュールとして示すものである。 | わかりやすい表現に修正  | 以下のとおり修正<br>「なお、現場は廃棄物の全量撤去終了後、現場内地下水が環境基準に適合し、かつ安定したことを確認する必要がある、一定期間、水処理施設の稼働を要することが見込まれている。また、稼働にあたっては、水処理施設の処理能力を超えないよう、雨水の浸透を抑制する必要がある、表面遮水等の措置が見込まれている。<br>このため、現場における環境再生事業は、水処理施設の稼働終了後の着手を基本とすることとし、概ねのスケジュールとして示すものである。」 |
| P9<br>スケジュール表   | 記述の追加に伴う整理   | 「資料展示(県以外の実施主体)の可能性の検討」を追加   |